

都における消防力及び災害の状況について

消防力（平成20年4月1日現在）

消防職員 17,969人
 消防署 80署
 消防分署 3分署
 消防出張所 206所
 消防車両 1,884台



ポンプ車
486台



化学車
48台



はしご車
85台



特殊災害対策車
11台



救急車
229台

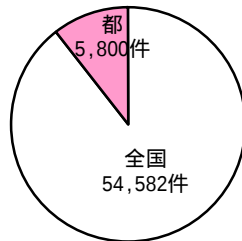


消防ヘリコプター
6機

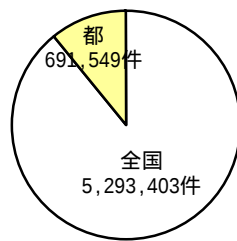


消防艇
9艇

全国及び都における災害状況



火災件数
（平成19年中）



救急出動件数
（平成19年中）

注）都の件数は東京消防庁管内
 （東久留米市、稲城市及び島しょを除いた東京都全域）

（出典）
 東京消防庁『東京消防庁統計書（第60回）』平成20年11月
 総務省消防庁『平成19年版 救急・救助の現況』平成21年1月

特別区における災害状況（平成19年）

地域別火災状況

千代田区	110
中央区	121
港区	172
品川区	159
大田区	324
目黒区	84
世田谷区	316
渋谷区	180
新宿区	250
中野区	124
杉並区	205
文京区	91
豊島区	170
北区	142
板橋区	258
練馬区	207
台東区	131
荒川区	92
足立区	346
墨田区	100
江東区	208
葛飾区	207
江戸川区	290
特別区計	4,287

（出典）

東京消防庁『東京消防庁統計書（第60回）』平成20年11月

地域別救急出動件数

千代田区	13,402
中央区	12,346
港区	21,852
品川区	19,848
大田区	36,618
目黒区	12,485
世田谷区	37,430
渋谷区	20,163
新宿区	31,922
中野区	15,690
杉並区	24,639
文京区	11,103
豊島区	19,399
北区	18,853
板橋区	26,961
練馬区	30,507
台東区	17,595
荒川区	11,487
足立区	37,186
墨田区	15,526
江東区	25,172
葛飾区	23,133
江戸川区	33,487
特別区計	516,804

管轄人口別消防力の基準充足率

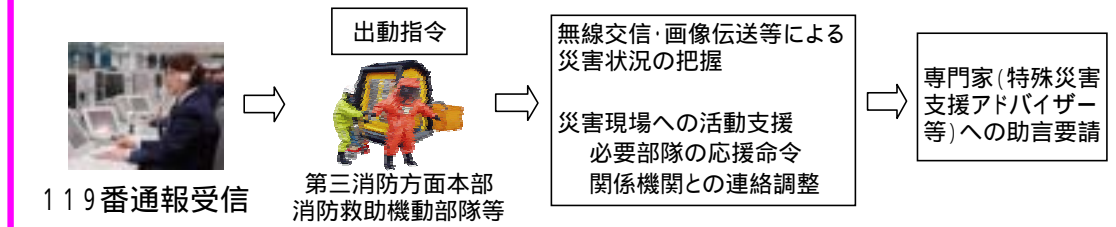
管轄人口	消防ポンプ車	はしご自動車	化学消防車	救助工作車	救急自動車	消防水利	消防職員
5万人未満	95.3	46.7	72.2	82.1	101.4	70.4	63.6
5万人以上10万人未満	94.2	71.1	80.5	88.1	98.2	75.1	66.4
10万人以上20万人未満	95.4	92.9	89.5	84.9	95.4	75.1	69.6
20万人以上30万人未満	94.5	90.3	94.3	78.9	91.9	78.6	74.4
30万人以上（政令市・東消除く）	96.8	99.2	92.8	83.9	91.4	84.5	79.5
政令市及び東京消防庁	99.5	97.1	94.9	90.3	91.7	97.5	94.6
東京消防庁（平成18年4月1日）	97.3	94.4		92.5	92.5		91.7
全体	95.5	83	85.3	85	95.6	79.9	75.5

出典：総務省消防庁「今後の消防体制のあり方に関する調査研究会中間報告」（2006年）
 東京都「東京都消防広域化推進計画」（平成20年3月）

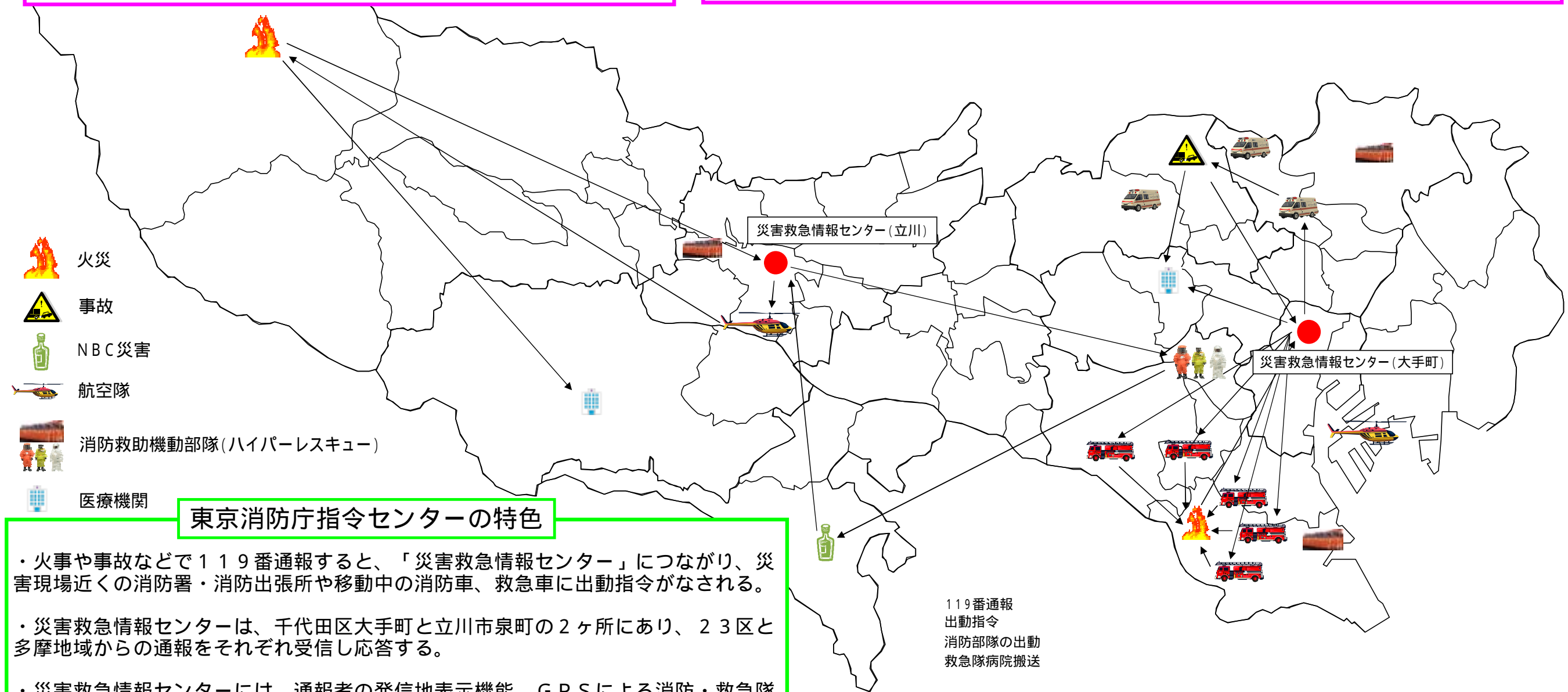
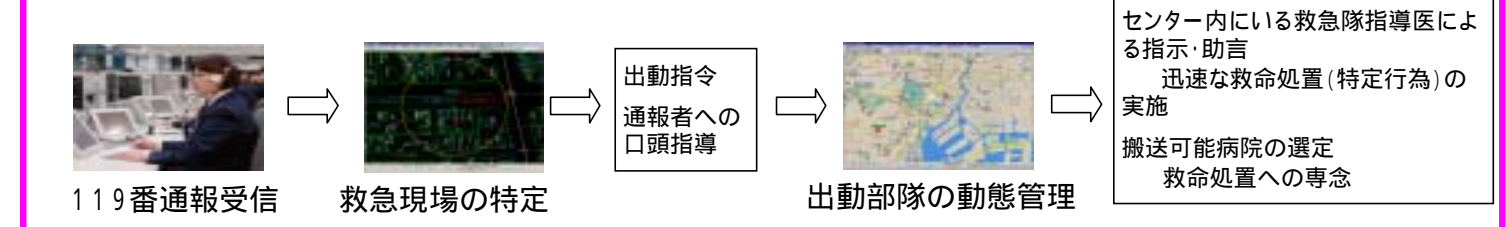
消防力の整備指針：市町村が適正な規模の消防力を整備するにあたっての指針。
 消防組織法第20条に基づき、消防庁長官が告示という形式で制定。

消防部隊運用事務の広域的運用について

多様な災害への備え



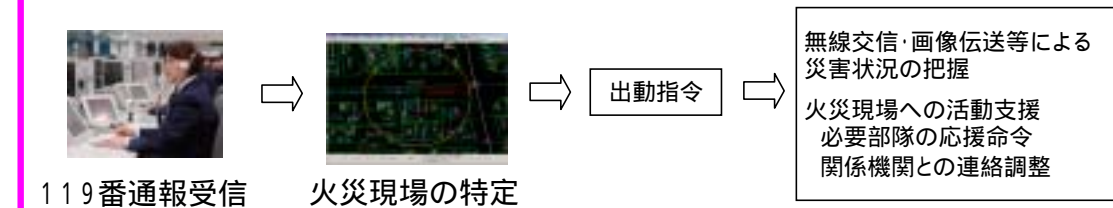
迅速な救急出動・効果的な救命処置



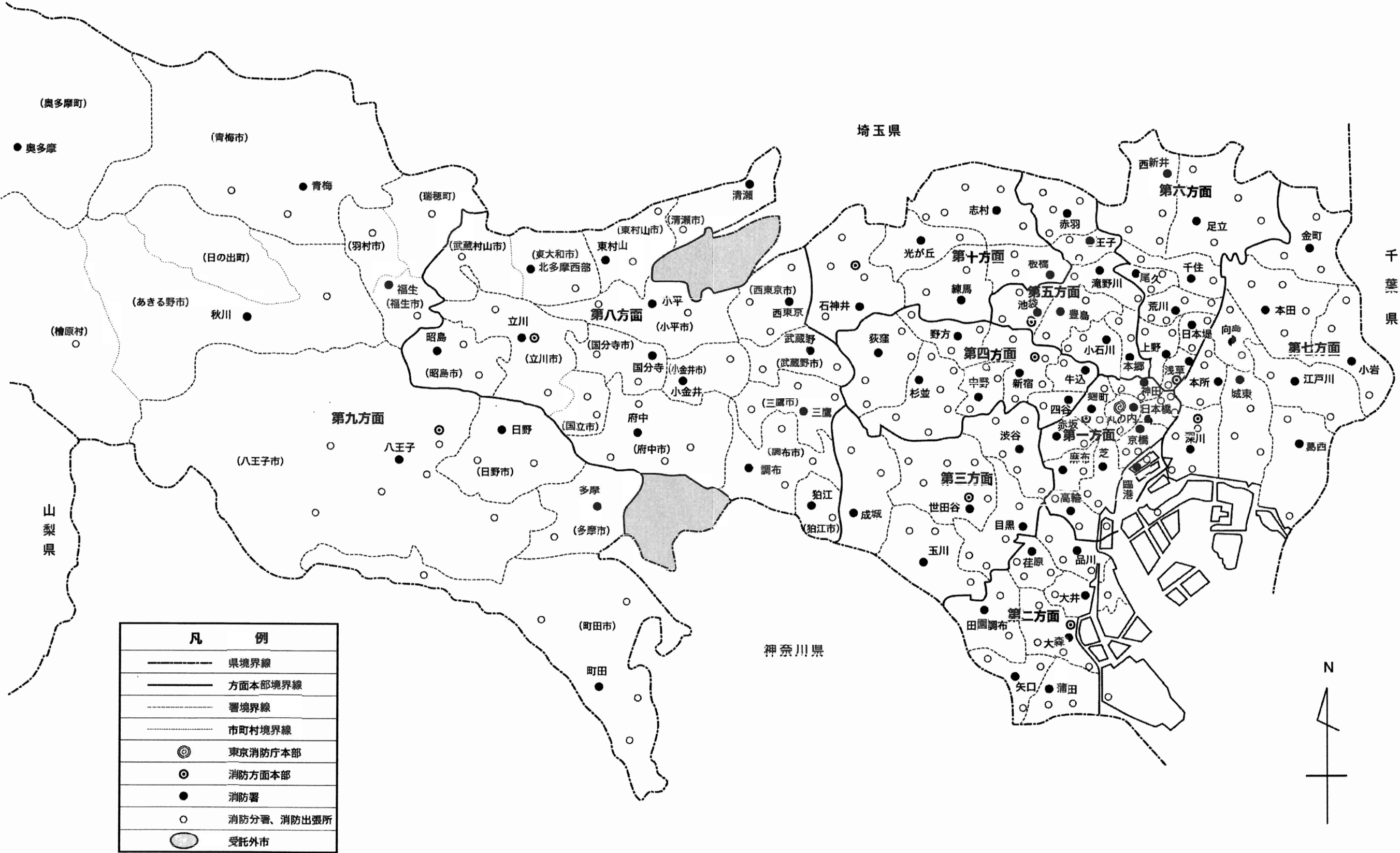
東京消防庁指令センターの特色

- ・火事や事故などで119番通報すると、「災害救急情報センター」につながり、災害現場近くの消防署・消防出張所や移動中の消防車、救急車に出動指令がなされる。
- ・災害救急情報センターは、千代田区大手町と立川市泉町の2ヶ所にあり、23区と多摩地域からの通報をそれぞれ受信し応答する。
- ・災害救急情報センターには、通報者の発信地表示機能、GPSによる消防・救急隊の現在位置表示機能及び消防部隊の自動編成機能等の高度なシステムが構築されており、迅速かつ的確な対応が可能となっている。
- ・多様な災害に対して消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)をはじめとする特殊な部隊を管内全域に出場させる、救急隊指導医をセンター内に常駐させ救急管制業務と一体となった迅速な指示助言が行える等、119番通報受信時から消防活動・救急活動終了まで、スケールメリットを生かした業務を行っている。

迅速な火災出動・効果的な消防活動



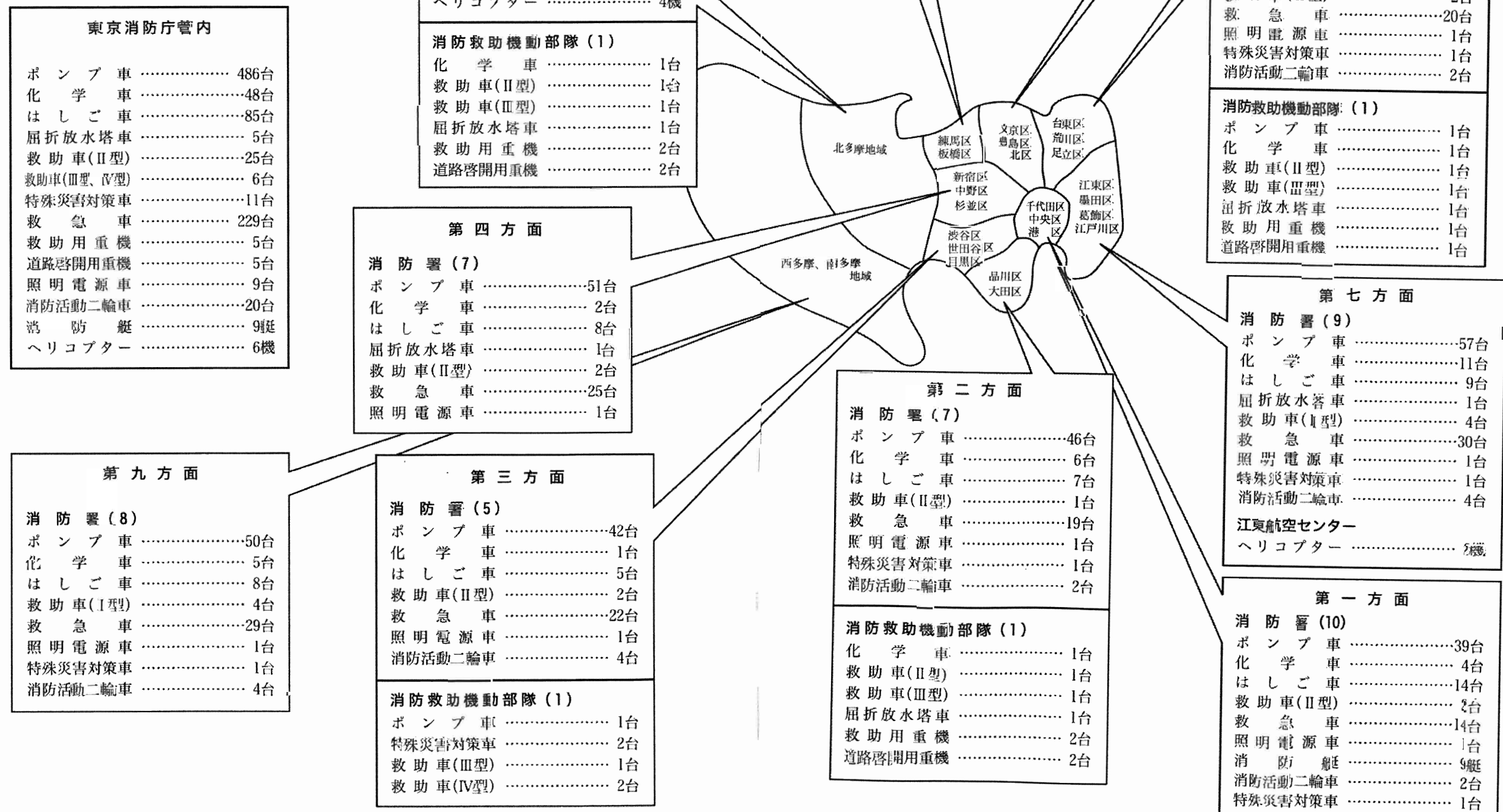
第1-1図 東京消防庁管轄区域（平成20年4月1日現在）



3-1 消防機動力

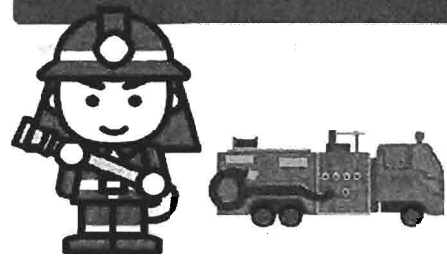
東京消防庁においては、ポンプ車、化学車、はしご車など1,884台の消防機動力を有していますが、各方面別の主な消防車両等の配置状況は次のとおりです。

第3-1図 消防機動力（平成20年4月1日現在）



火災発生時の出動体制

世田谷区北沢5丁目				渋谷区幡ヶ谷1丁目			
第1出動				第1出動			
隊名	所属署	所在区	方面本部	隊名	所属署	所在区	方面本部
さくら 第1小隊	東消防署	世田谷区	第三方面	ひまわり 第1小隊	西消防署	渋谷区	第三方面
さくら 第2小隊	東消防署	世田谷区	第三方面	ひまわり 第2小隊	西消防署	渋谷区	第三方面
ばら 第1小隊	西消防署	渋谷区	第三方面	ぼたん 第1小隊	南消防署	中野区	第四方面
ばら 第2小隊	西消防署	渋谷区	第三方面	あさがお 第1小隊	北消防署	新宿区	第四方面
ぼたん 第1小隊	南消防署	中野区	第四方面	あさがお 第2小隊	北消防署	新宿区	第四方面
ひまわり 第1小隊	西消防署	渋谷区	第三方面	さくら 第1小隊	東消防署	世田谷区	第三方面
あさがお はしご隊	北消防署	新宿区	第四方面	あさがお はしご隊	北消防署	新宿区	第四方面
きく 救助隊	東消防署	世田谷区	第三方面	すみれ はしご隊	南消防署	中野区	第四方面
ばら 救急隊	西消防署	渋谷区	第三方面	きく 救助隊	東消防署	世田谷区	第三方面
きく 指揮隊	東消防署	世田谷区	第三方面	ひまわり 救急隊	西消防署	渋谷区	第三方面
				たんぽぽ 指揮隊	西消防署	渋谷区	第三方面
第2出動				第2出動			
隊名	所属署	所在区	方面本部	隊名	所属署	所在区	方面本部
つつじ 第1小隊	東消防署	世田谷区	第三方面	ばら 第1小隊	西消防署	渋谷区	第三方面
ひのき 第1小隊	西消防署	渋谷区	第三方面	すみれ 第1小隊	南消防署	中野区	第四方面
くすのき 第1小隊	甲消防署	杉並区	第四方面	ひのき 第1小隊	西消防署	渋谷区	第三方面
はぎ 第1小隊	甲消防署	杉並区	第四方面	くすのき 第1小隊	甲消防署	杉並区	第四方面
あさがお 第1小隊	北消防署	新宿区	第四方面	つつじ 第1小隊	東消防署	世田谷区	第三方面
たんぽぽ 第1小隊	西消防署	渋谷区	第三方面	たんぽぽ 第2小隊	西消防署	渋谷区	第三方面
すぎ 指揮隊	乙消防署	世田谷区	第三方面	ゆり 指揮隊	丙消防署	目黒区	第三方面



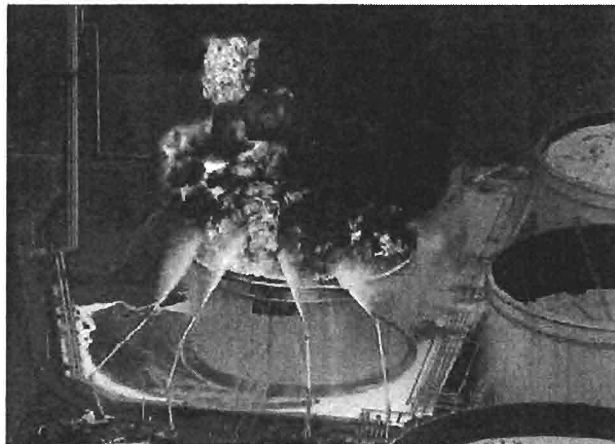
いま、なぜ消防

消防を取り巻く環境の変化と小規模消防本部の課題

災害の大規模化や住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。消防はこの変化に的確に対応し、住民の生命・財産を守る責務を果たしていく必要があります。

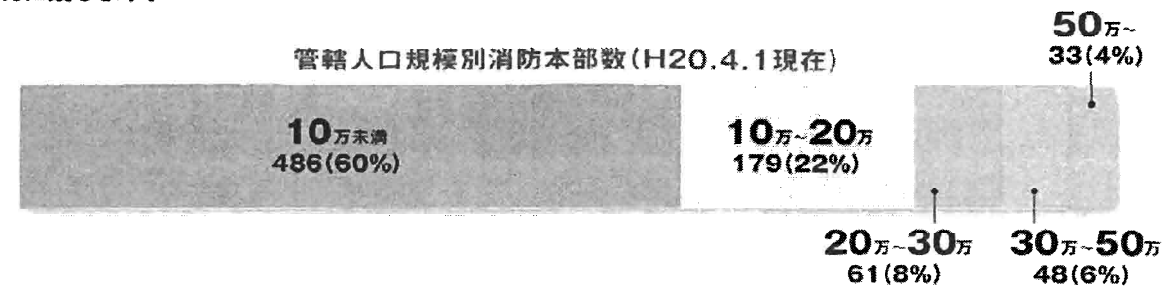
しかしながら小規模な消防本部においては、課題として次のようなことが想定されます。

- 1 出動要員に十分な余裕がなく、初動対応も必要最小限となる。
- 2 火災原因調査や立入検査等の予防分野における専門要員の養成、確保が困難となる。
- 3 財政規模が一般的に小さく、高度な車両、資器材の導入が困難である。
- 4 人事ローテーションが設定しにくいことにより、職務経験不足や年齢構成に不均衡が生じやすい。



消防本部の現状

それぞれの消防本部が管轄する人口を見てみましょう。管轄人口が10万人に達しない小規模な消防本部は全体の60%に及びます。



の広域化なの？



広域化の趣旨

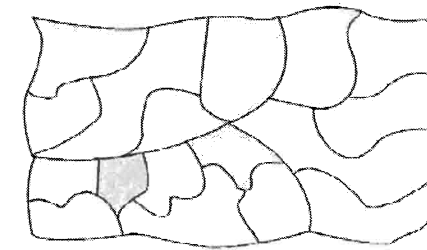
消防の広域化は、常備消防の規模を拡大することで、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防体制の整備及び充実強化を図り、住民サービスの一層の向上を図るものです。

目標となる規模

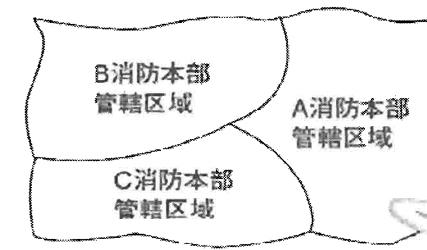
消防本部の規模は、一般的には大きいほど火災などの災害へ対応する能力が強化され、また組織の管理や財政上の観点からも望ましいものです。これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模などから考えると、管轄する人口については、おおむね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当です。ただし、面積や地理的条件などの地域事情を考慮する必要があります。

広域化のイメージ

広域化前



広域化後



管轄人口の観点からは
おおむね
30万人以上
の規模が
一つの目標

広域化のスケジュール

消防庁長官が定めた「市町村の消防の広域化に関する基本指針」では、広域化を推進する期間について、平成24年度までを目途に広域化を実現することとされています。今後は都道府県が策定した推進計画に基づき、広域化対象市町村は、広域化の実現を図るための具体的な検討を行いながら、広域消防運営計画の策定を進めていくことになります。

平成20年度～

広域化対象市町村による
「広域消防運営計画」の作成

- 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- 消防本部の位置及び名称の決定
- 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保 等

平成24年度末 (都道府県の推進計画策定後5年度以内)

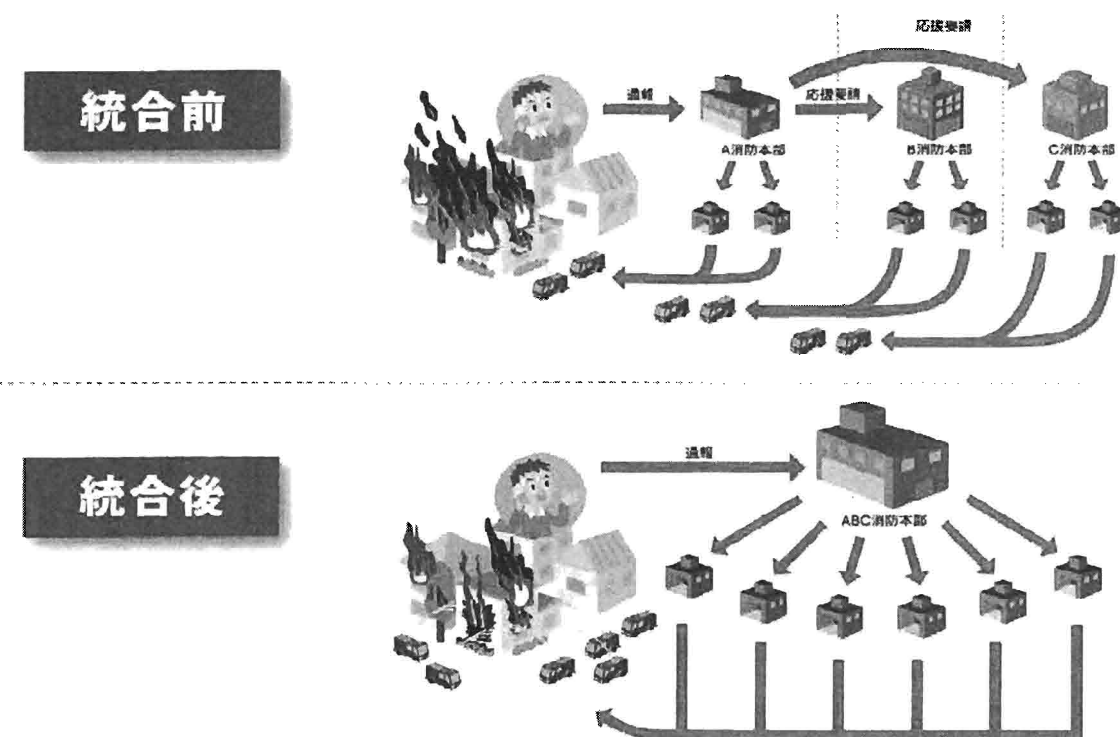
**消防の
広域化の実現**

消防の広域化によって

① 住民サービスの向上

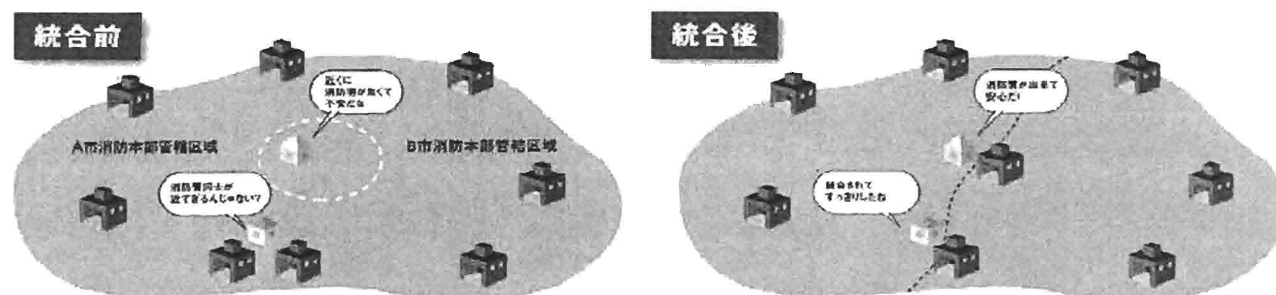
▲ 消防活動にとりかかる体制を強化できます

ある地域で火災が発生した場合、119番通報を受けた消防本部がまず消火活動を行います。火災の規模が大きければ周辺地域の消防本部に応援を要請しますが、出動には遅れが生じてしまいます。しかし、消防本部が統合され、広い地域をカバーしていれば、最初の通報の段階から、必要な規模の出動を早く行うことができます。



▲ 消防署の配置や管轄区域の適正化で到着時間を短縮できます

どこに消防署を設置するかは、それぞれの地域の消防本部が決めます。ですから、隣接する地域の消防本部が境界線をはさんで近い距離に消防署を設置してしまうケースがあります。またその一方で、消防署までの距離がとてつもない場所も生じてしまいます。消防本部を統合すれば、広い地域にバランスよく消防署を配置できます。

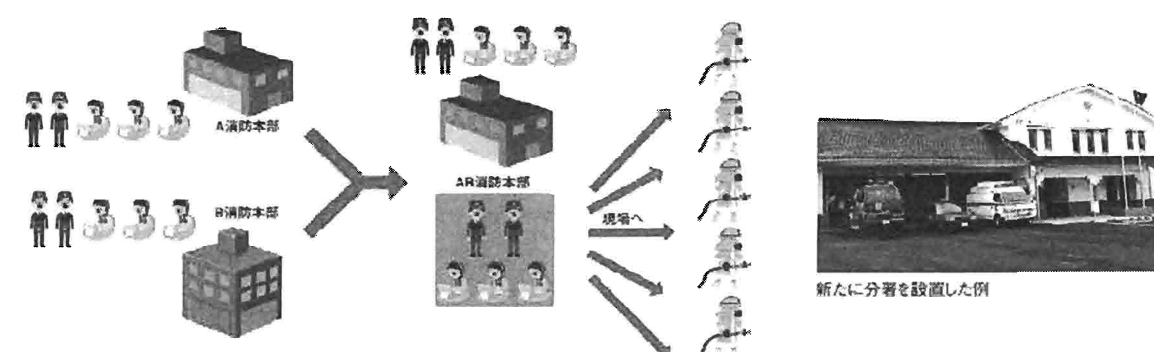


期待できるメリットは？

② 人員配備の効率化と充実

▲ 現場で活動する消防隊員を増強できます

消防本部には、災害現場で消防活動を実際に行う仕事の他に、事務的な仕事や119番通報を受けて指令をする仕事などがあります。広域化により複数の消防本部を統合すれば、これらの仕事が効率化されるため、事務職員や指令員であった職員を、消防隊員として現場で活動させることができます。



▲ 救急や予防のレベルを上げ、専門性を高められます

小規模な消防本部では、職員の数が少ないために、救急救命や火災原因の調査、立入検査といった専門的な人材を育成したり、確保したりすることがとても難しいのが現状です。広域化により消防本部が大きくなって、職員の数が増えれば、こういった救急や火災の予防のための専門スタッフを置くことが可能になります。



③ 消防体制の基盤の強化

▲ より高いレベルの設備を計画的に整備できます

小規模な消防本部は、予算も大きくありません。単独では、はしご車や救助工作車などの高度な車両、そして119番通報に素早く対応するための高機能の指令システムを導入することは困難です。消防本部を統合すれば、本部全体としての予算規模は大きくなり、こういったより高いレベルの設備を整備できるようになります。

▲ 組織の活性化や職員の能力の向上ができます

広域化により、消防本部全体の職員数が増加するため、人事ローテーションの設定が容易となる他、高度な研修への派遣などが可能となり、組織の活性化や職員の能力の向上が図られます。



最新の指令システムを配備した例

都道府県消防広域化推進計画の策定状況について

【総括表】平成21年7月1日現在

計画策定済 都道府県数	計画策定済都道府県名
42	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

上記以外の都道府県においても、計画策定に向け鋭意取組中。

(参考)

○ 42団体の推進計画のうち、広域化対象市町村の組合せを都道府県全域を管轄区域とする1の消防本部としている都道府県は12団体。

○ 42団体の推進計画に基づき、消防広域化が実現した場合、非常備町村(平成19年4月1日現在全国で12都府県40町村)が、11府県34町村解消される見込み。

【策定済都道府県の状況】

平成21年7月1日現在

都道府県名	推進計画策定状況	消防本部数		備 考
		平成19年4月1日現在	推進計画で示された消防本部数	
北海道	平成20年3月31日策定	68	21	
青森	平成20年3月28日策定	14	6	
岩手	平成20年10月16日策定	12	8	10本部案についても検討の対象。
宮城	平成20年12月26日策定	12	3	
秋田	平成20年3月31日策定	13	7	
山形	平成20年3月18日策定	15	5	非常備2町を解消。
茨城	平成20年3月31日策定	26	5	
栃木	平成20年4月23日策定	13	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
群馬	平成20年3月31日策定	11	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
埼玉	平成20年3月28日策定	36	7	
千葉	平成20年2月25日策定	31	7	
東京	平成20年3月31日策定	6	4	
神奈川	平成20年3月28日策定	26	8	非常備1村を解消。
富山	平成20年3月25日策定	13	5	4本部案についても検討の対象。 非常備1村を解消。
石川	平成20年3月28日策定	11	5	
福井	平成20年3月31日策定	9	3	
山梨	平成20年5月20日策定	10	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
長野	平成20年1月16日策定	14	2	
岐阜	平成20年3月31日策定	22	16	
静岡	平成20年3月25日策定	27	3	
愛知	平成20年3月28日策定	37	11	
三重	平成20年3月19日策定	15	8	
滋賀	平成20年3月25日策定	8	7	平成28年度までに1本部を目標。
京都	平成21年3月24日策定	15	13	9～13本部案について検討。
大阪	平成20年3月31日策定	33	6	非常備1町を解消。
兵庫	平成21年6月8日策定	30	24	
奈良	平成20年3月28日策定	13	1	非常備2村を解消。 県全域を管轄区域とする1の消防本部。
和歌山	平成20年5月30日策定	17	5	非常備2町村を解消。
島根	平成20年3月31日策定	9	3	県一圏域に伴う諸課題が克服出来れば、県一圏域とすることも考えられる。
岡山	平成20年3月31日策定	14	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
広島	平成20年3月28日策定	14	6	平成24年度までに5本部を目標。
山口	平成20年5月30日策定	13	4	
徳島	平成20年8月15日策定	12	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。 非常備3町村を解消。
香川	平成20年3月31日策定	9	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。 非常備1町を解消。
愛媛	平成20年9月12日策定	14	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
高知	平成20年3月18日策定	15	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
福岡	平成21年2月26日策定	26	25	
熊本	平成20年5月26日策定	13	4	
大分	平成20年3月31日策定	14	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
宮崎	平成20年3月31日策定	9	1	3本部についても一定の効果は得られるため検討。 非常備7町村解消。
鹿児島	平成20年3月27日策定	19	7	非常備2村を解消。
沖縄	平成20年3月28日策定	18	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。 非常備12町村を解消。
計		756	250	